

23青障職発第1040号
平成23年7月6日

社団法人青森県建設業協会
事務局 長 殿

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構
青森障害者職業センター所長 大堀 守
(青森高齢・障害者雇用支援センター)



「高年齢者雇用確保充実奨励金」の御案内

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より当センターの業務につきましては、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年4月から、高齢者及び障害者の雇用支援のための業務を青森高齢・障害者雇用支援センター（青森市中央）にて行っております。

今回ご案内致します標記奨励金は、昨年度新設された奨励金制度で、傘下企業に対し、高年齢者雇用確保措置の充実、その他高年齢者の雇用環境の整備に係る相談・指導等を実施した事業主団体様に対し、当該事業に要した経費（基本支給額最高300万円）及び事業の成果に応じた額（上乗せ支給額上限200万円）を支給するものです。今年度は、提出書類の簡素化等の改正がされております。

つきましては、当奨励金に関するリーフレットをお送り致しますので、活用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、貴団体がこの奨励金に関する事業を実施した結果、希望者全員が65歳以上まで働ける制度を導入された傘下の企業様におかれましては、「中小企業定年引上げ等奨励金」活用の可能性もございます。中小企業定年引上げ等奨励金のリーフレットも同封致しますので、併せてご検討ください。

ご要望に応じ、説明にも伺いますので、下記の問い合わせ先までご連絡下さい。

記

- | | | | | |
|----------------|-------|----------|--------|----|
| ・奨励金 概要チラシ | | | | 2枚 |
| ・高年齢者雇用確保充実奨励金 | 制度ご案内 | 平成23年4月版 | リーフレット | 1部 |
| ・中小企業定年引上げ等奨励金 | 制度ご案内 | 平成23年4月版 | リーフレット | 1部 |
- (参考用)

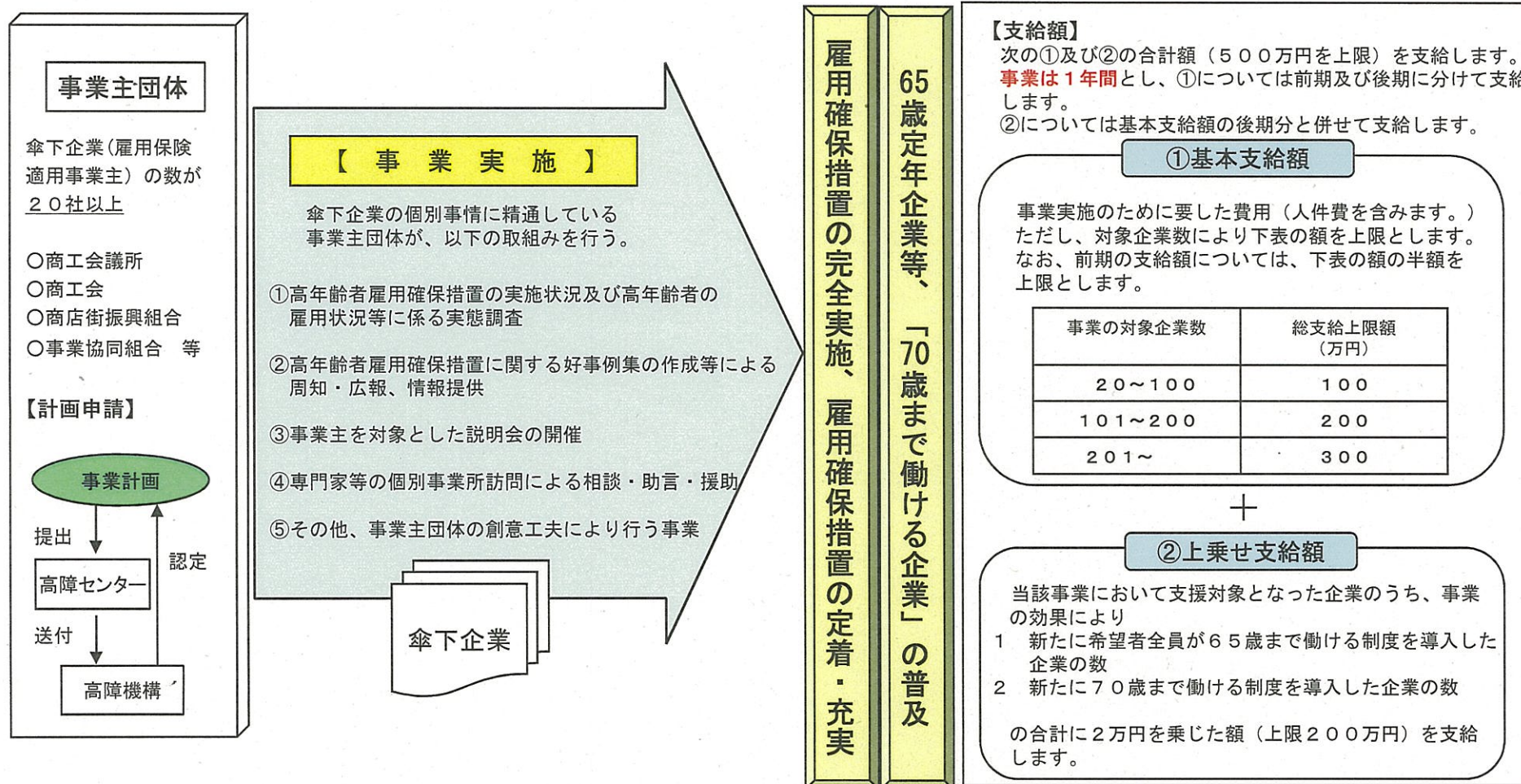


問 い 合 わ せ 先	青森高齢・障害者雇用支援センター		
	(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 青森障害者職業センター雇用支援課)		
	〒030-0822 青森市中央1丁目25番9号 EME青森ビル6階		
	TEL	017-721-2125	
	FAX	017-721-2127	



高年齢者雇用確保充実奨励金

傘下企業における希望者全員が65歳まで働ける制度の導入、70歳まで働ける制度の導入等の高年齢者雇用確保措置の充実（雇用確保措置の導入を含む）その他高年齢者の雇用環境の整備を支援するための事業を実施した事業主団体に対して支給されます。



この制度は、事業開始日の原則として2か月前までに高年齢雇用確保充実奨励金事業計画書を提出し、認定を受けた事業主団体に適用されます。

H 2 3 改正

定年引上げ等奨励金

中小企業定年引上げ等奨励金

少なくとも65歳まで希望者全員が安心して働ける雇用基盤を早期に整備するとともに「70歳まで働ける企業」の普及を図るため、65歳以上への定年引上げ、定年の定め廃止または希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入を行う中小企業事業主に対して奨励金を支給する。また、同時に高年齢者の勤務時間を多様化する制度を導入する場合は、支給額を加算する。(下線部が変更箇所)

(万円)

<支給対象事業主>

次のいずれかの措置を講じ、6か月以上経過している中小企業事業主（雇用保険の被保険者数が300人以下の事業主）

(1) 60歳以上65歳未満の定年を定めている事業主

- ① 65歳以上への定年の引上げ
- ② 定年の定め廃止
- ③ 希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入

(2) 65歳以上70歳未満の定年を定めている事業主

- ① 70歳以上への定年の引上げ
- ② 定年の定め廃止
- ③ 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入

現行の定年年齢	企業規模(人)	(a) 定年の引上げ(65歳以上70歳未満)	(b) 定年の引上げ(70歳以上)または定年の定め廃止	(c) 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入	(d) 希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度の導入
60歳以上 ～ 65歳未満	1～9	40	80[40]	40[20] (20[10])	20
	10～99	60	120[60]	60[30] (30[15])	30
	100～300	80	160[80]	80[40] (40[20])	40
65歳以上 ～ 70歳未満	1～9	—	40[20]	20[10]	—
	10～99	—	60[30]	30[15]	—
	100～300	—	80[40]	40[20]	—

高年齢者の勤務時間を多様化する制度を導入する事業主に対する加算額 一律20万円

- ・右上表の(c)の()内の数字は、希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満の継続雇用制度を導入済みの事業主が、要件をみたした場合に支給する額である。
- ・右上表の(b)及び(c)の[]内の数字は、支給申請日の前日において当該事業主に1年以上継続して雇用されている64歳以上の雇用保険被保険者(法人等設立の場合は当該事業主に雇用されている64歳以上の者)がない場合に支給する額である。
- ・現行の定年年齢が60歳以上～65歳未満の事業主が、右上表(a)と(c)をみたまず制度を新たに導入した場合には、(a)の額と、(c)の()内の額の合計額を支給する。